



市章

## 彦根市公報

令和6年(2024年)6月3日  
第1917号  
月 曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

## 目次

- 告示
  - 118 自転車等の移動および保管..... 1
  - 119 自転車等の移動および保管..... 2
  - 120 認可地縁団体の告示事項の変更..... 2
  - 121 彦根市議会臨時会の招集..... 3
- 公告
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 3
- 教育委員会告示
  - 15 彦根市教育委員会会議の招集..... 4
- 選挙管理委員会告示
  - 7 彦根市選挙管理委員会の招集..... 4
- 水道事業告示
  - 4 彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したもの..... 4

## 告示

## 彦根市告示第118号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和6年5月2日

彦根市長 和田裕行

## 記

- 移動理由  
条例第11条第2項に該当したため
- 移動区域  
彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所
- 移動日時  
令和6年2月14日午後1時頃  
令和6年2月27日午前11時頃
- 保管場所  
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)
- 保管期間  
告示の日から3箇月間
- 返還日時  
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。  
(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 返還手続  
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
  - 自転車等の鍵
  - 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置  
保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先  
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 119 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 2 日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 移動理由  
条例第 10 条に該当したため
- 2 移動区域  
南彦根駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時  
令和 6 年 2 月 27 日午後 2 時頃
- 4 保管場所  
彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)
- 5 保管期間  
告示の日から 3 箇月間
- 6 返還日時
  - (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
  - (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続  
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
  - (1) 自転車等の鍵
  - (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
  - (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置  
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先  
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 120 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 7 日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変 更 前	変 更 後
栄町一丁目自治会	(略)	(略)

大北町自治会	(略)	(略)
下後三条町自治会	(略)	(略)
立花町自治会	(略)	(略)
城町二丁目自治会	(略)	(略)

## 2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
栄町一丁目自治会	福島 謙應 (略)	川寄 敏 (略)
中北町自治会	中村 章範 (略)	堀尾 龍久 (略)
大北町自治会	山田 幸史 (略)	小関 将也 (略)
湖上平地蔵町自治会	土居 靖志 (略)	下平 純一 (略)
下後三条町自治会	宮田 洋之 (略)	湯川 和彦 (略)
立花町自治会	井川 良一 (略)	辰巳 清 (略)
城町二丁目自治会	中林 友美 (略)	宮川 雅仁 (略)

## 彦根市告示第121号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条の規定により、令和6年5月彦根市議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和6年5月10日

彦根市長 和田裕行

## 記

- 1 期日 令和6年5月17日
- 2 場所 彦根市議会議場
- 3 付議事件
  - (1) 令和6年度(2024年度)彦根市一般会計補正予算(第2号)
  - (2) 専決処分につき承認を求めることについて  
(彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例)
  - (3) 彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
  - (4) 彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - (5) 損害賠償の額の決定について
  - (6) 損害賠償の額の決定について
  - (7) 損害賠償の額の決定について

## 公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 5 月 9 日

彦根市長 和田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市甘呂町字道ノ北 367 番 1 の一部	492.91 m <sup>2</sup>	令和 6.5.9	992

## 教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第 15 号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 13 日

彦根市教育委員会  
教育長 西 嶋 良 年

記

- 日時 令和 6 年 5 月 23 日(木)午後 1 時 30 分から
- 場所 彦根市役所本庁舎 5-1、5-2 会議室
- 議題  
(1) 令和 6 年度 6 月補正(第 3 号補正)予算について  
(2) 財産の取得につき議決を求めることについて  
(3) 彦根市通学区域審議会委員の委嘱および任命について  
(4) 彦根市人権教育推進委員会委員の委嘱について

## 選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第 7 号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 13 日

彦根市選挙管理委員会  
委員長 野 瀬 毅

記

- 日時 令和 6 年 5 月 14 日(火) 午前 9 時 30 分
- 場所 彦根市役所本庁舎 会議室 2-1
- 議題  
(1) 在外選挙人名簿の登録の抹消状況について  
(2) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について  
(3) その他

## 水道事業告示

彦根市水道事業告示第 4 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 7 条第 3 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したものは、下記のとおりである。

令和 6 年 5 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

記

登録番号	氏名または名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	廃止年月日
16	寺田 繁彦	テラダ電設	彦根市松原二丁目 12 番 16 号	平成 10 年 6 月 1 日	令和 6 年 4 月 9 日